

女性の悩み相談サイトに係る都民メンターに関する要綱

令和2年11月18日付2生都平第195号

令和4年3月18日付3生総総第2076号

令和4年8月17日付4生都平第189号

令和5年10月31日付5生都平第263号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が運営する女性の悩み相談サイト（以下「本サイト」という。）において、悩みを持つ女性からの相談に対し助言又は回答（以下「助言等」という。）を行う都民メンターの設置に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 「都民メンター」とは、第3条に規定する活動を行う者をいう。
- 二 「相談者」とは、本サイトに相談を投稿する者をいう。

(職務)

第3条 都民メンターは、次の各号に掲げる職務を必ず行うこととする。

- 一 相談者から寄せられる悩み相談に対し、本サイトへの投稿により助言等を行うこと。
 - 二 第15条に定める研修等へ参加すること。
 - 三 サービス向上のためのアンケート等へ回答すること。
- 2 都民メンターは、次に掲げる職務を任意で行うこととする。
- 一 女性の悩みに関する内容について、本サイトへの投稿により情報発信を行うこと。

(資格要件)

第4条 都民メンターは、次に掲げる要件全てに該当し、かつ、女性からの悩み相談に対して、自らの経験及び知見を踏まえて助言等ができる者とする。

- 一 年齢満20歳以上で、かつ、都内に居住、勤務又は通学する者
- 二 自らが所有する電子機器類によりインターネットに接続が可能で、かつ、Eメールアドレスを所持している者
- 三 本サイトにおいて簡単なプロフィールを公開できる者

(応募)

第5条 都民メンターを希望する者は、都が別途定める募集期間内に住所、氏名、年齢、職

業、志望理由等を記入の上、電子申請の方法により応募するものとする。

- 2 都民メンターの委嘱期間中の者については、都が実施する再任意向照会への回答をもって応募に代えることができる。照会事項は、別表1に定めるとおりとする。

(選考)

第6条 都民メンターの選考を行うため、選考会議を設置する。

- 2 選考会議は、座長、副座長、委員をもって構成する。
 - 一 座長は、東京都生活文化スポーツ局男女平等参画担当部長をもって充てる。
 - 二 副座長は、東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課長をもって充てる。
 - 三 委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。ただし、座長は、必要に応じて東京都生活文化スポーツ局職員の中から、子育て、介護等の経験を有する者を委員に追加することができる。
- 3 選考会議は、応募者の中から都民メンターとして適当と認めるものを選考する。

(委嘱)

第7条 都民メンターに選考された者に対し、別表3に定める同意事項を提示し、就任の同意を求めるものとする。

- 2 前項の規定による同意の意思表示があった者を、東京都生活文化スポーツ局長（以下「局長」という。）が都民メンターとして委嘱する。

(委嘱の期間)

第8条 都民メンターの委嘱期間は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(遵守事項)

第9条 都民メンターは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 職務を通じて知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。都民メンターを退いた後も同様とする。
- 二 その地位を利用して、相談者から利益や便宜の提供を受けてはならない。
- 三 都民メンターは、都及び本サイト運営事務局の指示並びに運営上の各規程に従って職務を行うものとする。

(委嘱の取消し)

第10条 都民メンターが次の各号に該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

- 一 前条に違反したとき。
- 二 資格要件に該当しなくなったとき。

- 三 病気等により職務の遂行ができなくなったとき。
- 四 都民メンターから辞退の申出があったとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 第15条に定める研修等に参加しないとき。
- 七 その他、局長が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(都民メンターの補充)

第11条 都民メンターに欠員が生じ、局長がこの事業の運営上必要があると認めたときは、必要に応じて補充することができる。

(個人情報の保護)

第12条 都民メンターを設置するに当たり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係規程を遵守し、漏えい、紛失等が無いよう適切な管理を行うものとする。

(謝礼)

第13条 都民メンターの謝礼は総額2,000円分の金券を支給するものとする。

- 2 支給は、年額1,000円分の金券を委嘱の日から1年経過時及び2年経過時の2回に分けて行うものとする。
- 3 次のいずれかに該当する場合、謝礼を支給しないことができる。
 - 一 第10条第1項各号に該当し、任期中に委嘱を取り消した場合
 - 二 都民メンターとしての活動実績が無い場合

(通信連絡費等)

第14条 都民メンターが職務を行うために使用する電子機器類に係る費用、インターネット通信に係る費用等は都民メンターの負担とする。

(研修等)

第15条 都は、都民メンターが職務に必要な知識を深めるための研修等を実施する。

(事務局)

第16条 都民メンターに関する事務は、東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、都民メンターの選考、募集及び行動規範に関する

事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

- | | | |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 再任の意向 | あり ・ なし |
| 2 | 再任に向けた抱負（再任意向「あり」の方のみ） | |
| 3 | その他（意見等） | |

別表 2（第 6 条関係）

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 座長 | 生活文化スポーツ局男女平等参画担当部長 |
| 副座長 | 生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課長 |
| 委員 | 生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課課長代理（男女平等参画推進担当） |

別表 3（第 7 条関係）

- | | |
|---|--|
| 1 | 女性の悩み相談サイトに係る都民メンターに関する要綱（令和 5 年 1 0 月 〇 日 5 生都平第 2 6 3 号）に定めるところにより活動を行います。 |
| 2 | 都民メンターとして職務上知り得た情報については、在任中・退任後を通じて秘密を守ります。 |
| 3 | 地位を利用して、相談者から利益や便宜の提供を受けるようなことはしません。 |
| 4 | 都民メンターの職務以外の活動において、都民メンターの名を名乗ることはしません。 |